



オンライン業務の統廃合

2019年8月8日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. オンライン業務の統廃合

現行NACCSにて提供しているオンライン業務・管理統計資料等で、利用頻度の低い業務の廃止、類似業務の統合等を検討する（次ページ以降は事務局案）。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	オンライン業務の統廃合	
2. 現行仕様	<ul style="list-style-type: none">・提供しているオンライン業務において利用頻度が低い業務がある。・海上・航空で同じ申請内容等でそれぞれ個別に業務を提供しているが、トラフィック数が偏っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none">・業務数を削減し、開発の母体規模を小さくすることにより、更改時の開発コストの抑制を図る。・不要な機能に対するメンテナンスが発生しないようにすることで、維持フェーズにおけるメンテナンスコストの抑制を図る。	
4. 次期仕様	<ul style="list-style-type: none">・現行システムで提供しているオンライン業務・管理統計資料等のうち、利用頻度の低いものについては、第7次NACCSでは廃止する。・類似業務については業務の統合を図る。	
5. その他		

2. 廃止対象業務の抽出方針

以下の廃止理由①～⑤のいずれかに合致する業務については、廃止対象業務とする。

【廃止業務の候補とする理由（オンライン）】

<廃止理由①>

利用者の利便性向上を目的に提供していた事前登録業務・任意入力業務のうち、現行システムで利用実績がないものについては、不要と判断し廃止する。

<廃止理由②>

システム提供機能の変更に伴い機能が不要となるものについては、業務を廃止する。

<廃止理由③>

別の業務により機能が代替可能となっているものについては、業務を廃止する。

【廃止業務の候補とする理由（管理資料）】

<廃止理由④>

システム提供機能の変更に伴い管理資料の配信が不要となるものについては、廃止する。

<廃止理由⑤>

過去に問い合わせやプログラム変更要望が出されていないことから、運用上必要性が低いと考えられる管理資料或いはそもそも利用されていない可能性が高い管理資料については、廃止する。

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、廃止対象業務とする検討する。

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
1	TKA01	一括特例申告事項登録	複数の輸入(引取)許可時の情報に対して一括して特例申告を行う場合に、「一括特例申告(TKC01)」業務に先立ち、特例申告事項を登録または訂正する。	○	○	現行システムで利用実績のない業務の廃止	特例申告は、個別の輸入申告番号ごとにIDD→IDA01→IDEで実施されている。
2	TKB01	一括特例申告事項呼出し	「一括特例申告事項登録(TKA01)」業務に先立ち、システムに登録されている複数の輸入(引取)許可時の情報を呼び出す。	○	○		
3	TKC01	一括特例申告	「一括特例申告事項登録(TKA01)」業務後、一括特例申告を行う。	○	○		

4-1. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	MHA	見本持出許可申請	見本持出許可申請を行う。		○	MHA	見本持出許可申請	見本持出関係業務を、海空統一の業務へ統合する。入力項目の大半が同じため
2	MMA	見本持出許可申請		○				
3	MHC	見本持出取消	システムにより行われた見本持出許可申請の取消し、または当該申請に基づく許可の取消しを行う。		○	MHC	見本持出許可申請取消	
4	MMC	見本持出許可申請取消		○				
5	MHE	見本持出許可申請審査終了	システムにより行われた見本持出許可申請が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申請について審査が終了した旨を登録する。これにより見本持出許可となる。		○	MHE	見本持出許可申請審査終了	
6	MME	見本持出許可申請審査終了		○				
7	MHO	見本持出確認登録	「見本持出許可申請」業務により登録され許可となった見本を一時持出した場合に、その旨を登録する。また一時持出した旨を取り消す場合も本業務で行う。		○	MHO	見本持出確認登録	
8	MMO	見本持出確認登録		○				

4-2. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	TYC	他所蔵置許可申請	保税地域に置くことが困難または著しく不適當な貨物について、関税法第30条第1項第2号に定める「他所蔵置場所への搬入」を行う場合は、本業務により他所蔵置許可申請を行う。		○	TYC	他所蔵置許可申請	他所蔵置許可申請 関係業務を、海空統一の業務へ統合する。 入力項目の大半が同じため
2	TZC	他所蔵置許可申請	また、申請内容の訂正を行うこともできる。本業務入力時に併せて貨物の指定地外積卸申請を行うことができる。	○				
3	TYC11	他所蔵置許可申請呼出し	他所蔵置許可申請に係る許可前の訂正呼出し、許可後の期間延長申請呼出しを行う。また、他所蔵置許可申請情報照会についても本業務で行う。		○	TYC11	他所蔵置許可申請呼出し	
4	TZC11	他所蔵置許可申請呼出し		○				
5	TYE	他所蔵置許可期間延長申請	他所蔵置許可期間延長申請を行う。		○	TYE	他所蔵置許可期間延長申請	
6	TZE	他所蔵置許可期間延長申請		○				
7	CEY	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了	許可前の他所蔵置許可申請に対して、審査が終了した旨を登録し他所蔵置許可を行う。また、他所蔵置許可申請を許可しない旨の登録、申請撤回または取消しも本業務で行うことができる。他所蔵置許可期間延長申請に対して、期間延長の承認を行う。		○	CEY	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了	
8	CEZ	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了		○				

4-3. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	CHD	貨物取扱許可申請	保税蔵置場等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第2項にいう見本の展示、簡単な加工及びその他これらに類する行為を行う場合に、貨物取扱許可申請を行う。		○	CHD	貨物取扱許可申請	貨物取扱許可申請関係業務を、海空統一の業務へ統合する。(入力項目の大半が同じたため)
2	AHD	貨物取扱許可申請		○				
3	CHE	貨物取扱許可申請審査終了	システムにより行われた貨物取扱許可申請が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申請について審査が終了した旨を登録する。これにより貨物取扱許可となる。		○	CHE	貨物取扱許可申請審査終了	
4	AHE	貨物取扱許可申請審査終了		○				
5	SHC	貨物取扱取消	システムにより行われた貨物取扱許可申請の取消し、または、許可の取消しを行う。		○	SHC	貨物取扱取消	
6	AHH	貨物取扱許可申請取消		○				
7	CHI	貨物取扱結果通知	「貨物取扱許可申請」業務で登録された取扱いについて、取扱いが終了した旨を通知する。		○	CHI	貨物取扱結果通知	
8	AHI	貨物取扱結果通知（貨物取扱許可申請）		○				
9	SIR	船積指図書（S/I）情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物のS/I情報を登録し、貨物の運送(輸出)を指示する。		○	SIR	S/I情報登録	
10	EIR	S/I情報登録		○				